

身体拘束適正化のための指針

施設名 New Revival Academy

1. 目的

本指針は、「障害者総合支援法」および「障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(指定障害福祉サービス等基準)」並びに沖縄県が示す運営指導の考え方に基づき、

本指針は、障害福祉サービス 就労継続支援 B 型事業所 New RevivalAcade において、利用者の尊厳と人権を守り、身体拘束の原則禁止と適正化を図ることを目的とする。やむを得ず身体拘束を行う場合においても、その必要性・妥当性を慎重に判断し、最小限の実施と早期解除を徹底する。

2. 基本方針

1. 身体拘束は、利用者の人権を侵害する行為であり、原則として行わない。
2. 利用者本人または他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合のみ、例外的に身体拘束を行うことがある。
3. 身体拘束を行う場合は、法令および本指針を遵守し、適正な手続きのもとで実施する。
4. 身体拘束の廃止に向け、職員の意識向上と支援方法の改善に継続的に取り組む。

3. 身体拘束の定義

本指針における身体拘束とは、利用者の意思に反して、身体の自由を制限する行為を指し、以下を含む。

- 身体の一部を拘束具等で制限する行為
- 行動を制限するために隔離する行為
- 薬物等により行動を抑制する行為(治療目的を除く)

4. 緊急やむを得ない場合の要件

(※沖縄県運営指導で必ず確認される 3 要件)

身体拘束を行う場合は、以下の 3 要件をすべて満たす必要がある。

1. **切迫性**: 利用者本人または他者の生命・身体に重大な危険が差し迫っていること。
2. **非代替性**: 身体拘束以外に代替する支援方法がないこと。
3. **一時性**: 身体拘束は一時的なものであり、必要最小限の時間に限ること。

5. 身体拘束適正化委員会の設置

事業所内に「身体拘束適正化委員会」を設置し、身体拘束の防止および適正化に関する検討を行う。

(1) 委員会の構成

- **委員長**: 長久保 剛
- **副委員長**: 洲鎌 和也
- **メンバー**: 洲鎌 巧

(2) 構成員の役割

- **招集者**: 長久保 剛
- **記録者**: 長久保 剛

(3) 委員会の役割

1. 身体拘束廃止および適正化に関する方針の策定・見直し
2. 身体拘束事例の検討および再発防止策の検討
3. 職員研修の企画・実施
4. 利用者および家族への説明体制の整備

6. 身体拘束実施時の対応

(※事前判断・記録・事後検証が行われているかが運営指導の重点確認事項)

1. 身体拘束を行う場合は、事前に委員長または副委員長へ報告し、判断を仰ぐ。
2. 身体拘束の内容、理由、開始・終了時刻、利用者の状態等を記録する。
3. 実施中は利用者の心身の状態を継続的に観察し、早期解除に努める。
4. 身体拘束解除後は、速やかに委員会で事例検討を行う。

7. 利用者・家族への説明

身体拘束を行う可能性がある場合には、あらかじめ本指針について利用者および家族へ説明し、理解を得るよう努める。また、実際に身体拘束を行った場合は、速やかに説明を行う。

8. 職員研修

全職員を対象に、年1回以上、身体拘束の防止および適正化に関する研修を実施する。新任職員に対しては、入職時に本指針の説明を行う。

9. 指針の見直し

本指針は、法令改正や運営状況を踏まえ、必要に応じて身体拘束適正化委員会において見直しを行う。

10. 附則

本指針は、令和6年1月10日より施行する。

事業所名: New Revival Academy

身体拘束実施記録票

項目	記載内容
利用者氏名	
実施年月日	令和 年 月 日
実施開始時刻	
実施終了時刻	
実施場所	
身体拘束の態様	(例:行動制限、隔離 等)
身体拘束を必要とした理由	
切迫性の状況	
非代替性の検討内容	
一時性(最小限であった根拠)	
代替支援の検討内容	
実施中の利用者の状態	
解除判断の理由	
利用者への説明内容	
家族への説明・報告	有・無(日時:)
委員長確認	長久保 剛
記録作成者	

※本記録は、身体拘束適正化委員会において事後検証を行い、再発防止に活用することとする。